

## 建築物の形態制限 【三島エリア】用途地域及び市街化調整区域

三島地域	容積率/建蔽率	外壁後退 (法54条)	絶対高さ の限度 (法55条)	道路斜線制限 (法56条1項1号)		隣地斜線制限 (法56条1項2号)	北側斜線制限 (法56条1項3号)	高度地区 (法58条)	日影制限 法別表第4(に)(2)による		
				勾配	適用距離				対象となる建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(5m/10m)
第1種中高層住居専用地域	150/60	—	—	1.25/1	20m	20m+1.25/1	10m+1.25/1	—	高さ>10m	4m	4時間/2.5時間
第1種住居地域	200/60	—	—				—	—			5時間/3時間
第2種住居地域	200/60	—	—				—	—			
近隣商業地域	200/80	—	—	1.5/1	20m	31m+2.5/1	—	高さ>10m	4m	5時間/3時間	
準工業地域	200/60	—	—			—	—				
市街化調整区域	200/70	—	—			20m+1.25/1	—				—